

法と民主主義

1992
1

No.264

日本民主法律家協会



Japan Democratic Lawyer's Association

特集●市民に開かれた裁判所をめざして ドイツ司法の経験に学ぶ

第24回司法制度研究集会から

- | | |
|--|-----------------------|
| 第24回司法制度研究集会の概要と本特集の内容 | 塙原英治 |
| 記念講演1.ドイツ連邦憲法裁判所 | ユルゲン・キューリング |
| 記念講演2.民主的法治国における司法と裁判官 | ユルゲン・キューリング
訳・岡田俊幸 |
| 問題提起1.ドイツと日本の憲法裁判 | 永田秀樹 |
| 問題提起2.「裁判官の独立」の考え方 | 宮本康昭 |
| 札幌シンポジウム基調報告 日本の司法の現状について | 渡部保夫 |
| 講演を聞いて——質疑と応答 | |
| 各地からの報告 ◇札幌のシンポジウムを終えて | 佐藤太勝 |
| ◇福岡集会の報告 | 村井正昭 |
| キューリング判事訪日がもたらしたもの ◇司法改革の根づく条件は | 木佐茂男 |
| ◇ガラスの館から石の砦に | 黒木 紀 |
| 市民に開かれた裁判所をめざして | |
| 石村善治／小野慶二／松井康浩／並木政一／松島暁／環直彌／宮原哲朗／小川
達雄／後藤富士子／関本秀治／広瀬清吾／上野登子／マルク・レール／芹澤眞澄
／鳥生忠佑 | |
| 司研集会のまとめ 現状分析から裁判官の自己改革へ | 雪入益見 |
| ——民主的司法の確立への道をさぐる—— | |

●キュー・リンク判事訪日がもたらしたもの

司法改革の根づく条件は……

北海道大学 木佐茂男

一 「一二五〇の赤い Honda のバイクに乗つて裁判所に通う最高裁判事」 キュー・リンク氏の滞日中、ほとんどの行事にお供する機会を得た。氏が、日本で体験されたことは何か、残された課題は何か。ここでは、一連の催しから受けた感想を交えて、今後の日本の司法改革において考慮されるべきことのいくつかを、思いつきの域を越えるものではないが、述べさせていただくことにしたい。

二 まず最初に、キュー・リンク氏の来日までの若干の事情を記しておきたい。

①ドイツの司法の現状を紹介した拙著『人間の尊嚴と司法権』(日本評論社刊)において、同判事の名前は二カ所に出てくるが、お会いできたのは出版後の一九九〇年四月である。

ご自身の経歴、訴訟観や司法改革観についてはほとんど知るところではなかった。したがって、同氏から直接に聞いた話はまったく引

用されていない。それ故に、私も、氏がどのような発言をされるか十分には予測できなかつたから、同判事を招待し、さまざまの角度からお尋ねすることは、私にとっても緊張感に充ちた冒険であつた。拙著で紹介した旧西ドイツの司法事情が、ことによつては大幅に修正される可能性もないわけではなかつた。

結果として、このたびの氏の率直な発言は、かえつてドイツ司法の到達度をより客観的に知るチャンスとなつたと思われる。ほぼすべての行事と企画に同席してうかがつた限りにおいて言えば、拙著における紹介と分析には誤りがなかつたようである。

②両国司法の実務はきわめて大きく隔たつてゐる。主催者側とキュー・リンク氏の間での問題意識のすり合わせから入つていくことにしよう。氏に対しては、この一年半にわたつて種々の英文・独文・仏文の論文や資料を渡し、あるいは送付して、日本の司法の現状について理解していただいた。一九九〇年以来、日本人的法律家グループや新聞記者(朝日新聞の「孤高の王国」取材記者)が相次いで訪問することによって、氏の日本理解は相当深まつた。宮本康昭氏の日本の裁判官に関するレポート(白取祐司氏による仏語訳)と宮沢節生氏(神戸大)の書いた日本の司法行政と裁判官に関する最新の国際学会レポート(英文)がもつともショックだったようである。それにもかかわらず、両国の違いを実感するのは容易ではない。百聞も百読も一見には勝り難い。キュー・リンク氏が準備された論文「民主的法治国における司法と裁判官」は、日本の

◎キューリング判事訪日がもたらしたもの

問題状況に対する一定の理解を前提としながら、なお、ドイツ司法が抱える問題点を強調された。未だ、日本の「現実」を体感されていない段階での論文であるから、両国が抱える問題の「次元」の違いが浮き彫りになつていいのは当然のことであろう。

日本での日程が消化されるにつれて、想像

以上に官僚化したこの国の司法を肌で感じられることがとなつた。「どこの国の司法にも問題はある」という当初の考えは背後に退いたようにもみえる。公式の場での発言はきわめて控え目であったが、非公式の場では次第に率直に感想をもらされるようになった。もつとも、すべてが否定的に映つたのではない。司法の改革に熱い想いを持つ多くの人々がいること、さらに講演やシンポジウムが市民に公開されていることについて好印象を持たれ、今後に期待できるとも言われた。

三 キューリング氏の発言や関連する諸行事

(一) まずは裁判所内部の問題である。閉ざ

された司法を象徴するいくつかのことがらである。複数の高等裁判所の裁判官室を訪問し、裁判官と懇談する機会があつた。同室の陪席裁判官がかなりペコペコされていて(という印象をキューリング氏は持たれたのであって)、そこで生まれた彼の疑問は、こうした関係に自分の独自の意見形成ができるのかということであつて陪席裁判官は独立した判断ができるのかということ、さらにそもそも相部屋にいて

とであつた。長官室で、長官・所長などとの会見の場もあつた。奥まつたその部屋に入る際、出る際には、かなり多数の職員に誘導を受けた。その後、公式の場においてではないが、自分はああいう閉ざされた裁判所・長官室では長官・所長をしたくない、と幾度となく言われた。

裁判官の給与についてもある高等裁判所で話題になった。日本の人事差別について聞き及んでいるキューリング氏が、日本にはほど大きな給与差があるであろうと踏んだうえで、その点について質問をしたのは自然である。だが、制度上の給与格差は推測されるほどではない。最年少裁判官と最高裁長官の給与格差は両国とも一〇倍程度であつてほとんどではない。だが、制度上の給与格差は推測されるほどではない。最年少裁判官と最高裁長官の給与格差は両国とも一〇倍程度であつてほとんど同じである。なるほど、地裁・高裁の裁判長と左陪席裁判官の給与差は、たいていの場合、日本のほうがかなり大きいが、これは違憲などといえるものではなかろう。ところが、日本ではこの格差が徹底して人事管理に利用されているのである。給与が個々のボストについて特定されていないこと、公募手続がないこと、裁判所間のランク差といった要素が恣意的人事をもたらすのである。給与差の存在自体と裁判官の独立性の喪失は本来、論理的には必ずしも結びつかない。キューリング氏には思いもよらぬことであつたが、俸給制度の不透明性が組織の集権化を促し、独立性を損なわせるのである。日本の司法改革は先進国ではおそらく論点にならないことをも抱え込んでいる。

(二) 両国における「民主主義」の実態や市

民生活の意味の違いにもよくよく注意していく必要がある。それは、裁判官の生き方に直接に影響する。

ドイツにおいても、裁判官人事には常に微妙なものがある。たしかに、シンボジウムなどで、キューリング氏は、ドイツにおいて組合所属であることからする人事差別はない、と言われた。氏の雑談から次のような話をとりあげ、改めてドイツの状況を見てみたい。南西ドイツにあるフライブルク行政裁判所は、ヴィール原子力発電所の建設をめぐる行政事件の取消訴訟において、詳細な審査をしたのち原告市民の申立てを認容した。この判断は、行政処分を詳しく述べて過ぎていて、行政裁判所による審査密度のあり方をめぐる論争のきっかけの一いつになつたのである。一審判決の主任裁判官は、現在、高等行政裁判所で陪席判事を務めており、キューリング判事によれば、たいへん有能な法律家であり、社会民主党 (SPD) の党員である。年齢的にはすでに高裁裁判長になつてもいいのであるが、バーデン＝ヴュルテンベルク州という保守政権の州でこれまで昇進の機会に恵まれなかつた。ここまで話は日本でもありそうな部分である。その彼は、SPDから、行政事件の最高裁判所である連邦行政裁判所 (ベルリン) の判事候補者として裁判官選考委員会に推薦していいかどうかの打診を受けた。しかし、夫人が職に就いていることと子弟の教育上の理由から地方都市にとどまりたいと

●キュー・リンク判事訪日がもたらしたもの

して辞退したのである。

ここでは、二つのことが注目される。

①一つは、ドイツの連邦制では最高裁人事と州の裁判所人事が別個のものであり、かつ各々の州が人事権をもつたため、ある人事権者のもとでは不遇であっても他の人事権者が有能な人物を任命できるという点である。

キュー・リンク氏は、報告の中で司法における民主主義を強調した。司法が民主的基盤をもつというのは、どういうことであろうか。裁判官たちは自己の政治的信条、宗教その他重要な事柄を市民の前に明らかにすることが重要であり、そうして初めて法律論が市民にとって説得的になると考えており、また、このことを市民が要求していることを指摘された。政党が責任をもつて裁判官を推挙することの意義も強調された。

ドイツでは、連邦レベルでも政権交代の可能性があり、各州では種々の連立形態によるさまざまの政権がある。そこでは、政党による偏頗な裁判官人事干渉があれば、政権を替えればよいというふうになる。日本では、健全な政権交代がないし、今後もないであろうことを前提とした議論が多い。また、そもそも民主主義が司法人事にかかると自体について消極的見解が多い。〈民主主義〉と〈司法〉の関係について、理論的検討は、日本の現状をも射程に入れたものでなければならぬであろう。地方から国に至るまで、政治家や官僚の資質が両国では極端に違う。民主主義への信頼を強くおいたところから何ごとも出発するドイツの考え方とのずれ違いは

大きい。国家の品性、民度、民主主義の現実を考えたとき、司法改革の基礎理論には途方もない課題が存在することを再確認せざるを得ない。

ついでながら、ドイツの〈闘う民主主義〉の意義と歴史的機能は何であつたか、今日の時点で少しく冷静に考え直す必要もある。

②他の一つは、家庭の事情から「出世」にこだわらない裁判官が少なくないことである。夫婦とも職業を持つことが通常であり、転勤を好まないうえに、出世をすることは小都市への引っ越しを余儀なくされることが少くない(最高裁や高等裁判所はしばしば小さな町にある)。もつとも、裁判官が好んで小さな町や村に住もうとする」と自体はキュー・リンク氏が述べられている。積極的には、緑豊かな環境を好むために、消極的には、医療子弟の教育、交通事情の心配がないからである(拙著九七頁、一二三四頁参照)。社会の構造が日本とは根本的に異なっている実態と、司法改革が社会の変遷と大きなかかわりがあることが示される。

(三) 裁判官の市民的自由にかかわって、裁判官の結社の自由についての氏の発言も見逃すわけにはいかない。氏は、日本の裁判官に対して団体を結成し国際的連帯を求める道があり、ヨーロッパの裁判官団体への紹介の労を厭らざる用意のあることを述べられた(福岡講演会)。コロンビアでは裁判官の虐殺が続いている。ここ数年、ドイツの裁判官連盟や裁判官組合は募金活動などの救援活動を精力的に行っている。同じように、今後、日本

の少数派裁判官の保護のために、国際監視が開始されることになるかもしれない。国際的にみると、各国には複数の裁判官団体があることから、今後日本の裁判官は、どのような団体を結成し、そのうえで、いすれの組織とのようなコンタクトをとることになるか、一つの決断を迫られることになろう。

(四) 司法改革には日本社会の精神構造そのものの反省が不可欠のようである。自立性と身分的権威主義的要素についてみておこう。①氏は、裁判官が「一つの地域に長く住むと不祥事が生ずるのではないか」という各地で出された質問は、日本へ来て初めて聞いた、と言わた。自立性意識は、裁判官のみならず、行政官であれ、市民であれ、市民社会の自立性・健全性や、法治主義の貫徹度を測るパロメーターなのである。義理、人情、縁故による弊害を避けるために定期的人事異動を不可避とする社会は、どの程度自立した社会であろうか。裁判官には、裁判所部内でいわれるいわゆる〈公正らしさ〉論が含んでいる根深い諸問題を熟慮することが求められるし、社会の中の自立した市民を法的に保護する心構えを期待したい。

ついでに、裁判官の役割についても、ドイツの裁判官が根本的な視座の転換をしていることを紹介しておこう。北大法学部の通常講義の際に、一〇分間だけ「市民と司法」と題する講演をしていただいた。そこでは、訴訟当事者間の〈武器の不対等〉を是正することが裁判官の重要な仕事であるとして、この点のみを種々の裁判に即して述べられた。すべ

●キューリング判事訪日がもたらしたもの

ての学生に大きな感銘を与えた。

②氏の鋭い感覚は、裁判官・裁判所職員、弁護士がつけていたバッジにも向けられた。彼はバッジに古い身分（シユテンデ）的あるいは権威主義的要素を見いだし、「司法」の全領域に特徴的なものを感じとった（児童・生徒の制服についても、戦後のドイツでは絶対にない、と強調された）。バッジの着用は、身分証明書が発達していないという日本の状況のもとでは、やむを得ないかも知れない。しかし、私もまた、日本に司法改革があるとすれば、それが終わりに近づく段階で、この種のバッジが消滅するのではないかと思う。

四 各国には、そのおかれた司法事情の差異に応じて、それぞれの司法改革のスタイルがあらわる。

①「日本の司法は小やく（Klein）」という札幌でのキューリング氏の最後の発言は、改めて日本の司法の特質を簡潔に表現する象徴的なまとめとして多数の聴衆に強い印象を与えた。多くの感想文がそのことを記している。この「小さい」という事実は、決して、職業法曹の数だけを意味するものと捉えてはならないであろう。「法」的生活の度合いが小さいのである。

小さな司法の人事に民主主義の要素が加わるだけでは、司法改革は内実化されないであろう。宮沢節生氏は、キューリング氏の一連の話を聞いて、「日本の司法改革には、民主的統制の要素を導入するだけではダメで、政権交代、法論理の高度の自律化、理想的生

活像の変化といった、大きな変動も必要ではないかと思われてくる。がんばらなくっちゃ」と整理された（法セミ一九九一年一月号一二四頁）。まさに、そのとおりであろう。政治、民主主義、教育、公務員の人事管理一般、地方分権等々。とりわけ、教育の分野では、あらゆる段階で「市民的自立性」教育と市民のための「法」的教育が同時に行われなければ司法改革は結実しないであろうし、このような観点をぬきにしては「司法改革」と言えないのではないかと思われる。

②裁判官にはなお特段の要請がある。最近の日本の裁判所部内では、裁判官が社会と接触するのではなくては、どうぞ自制するように求められ

ているようであり、また、裁判官の開かれた自主的活動への参加もいつそう回避されつつあるようみえる。このたびの同氏の訪日の事実自体は多くの裁判官に知られたし、実際に東京、札幌、福岡などで同氏の生の發言に触れた裁判官の数は少なくなかった。外國の裁判官（団体）から、連帯の申し出下さいのではなくては、どうぞ自制するように求められることになるであろう。

キューリング氏の発言がそのためのきっかけの一つとなれば、同氏招請の目的の一端は達せられたことになるであろう。